

特別市制度の創設に向けた検討状況等について

時期	本市の主な取組		国・指定都市等の動向
	当局	市会	
平成 22 年度	○「新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》」公表（5月）	○特別委員会（調査・研究テーマ「水平的、対等な連携協力の可能性について」）（7月～・23年2月報告書）	○指定都市市長会「特別自治市」構想発表（5月）
23 年度		○特別委員会（調査・研究テーマ「新たな大都市制度における都市内分権について」）（6月～・24年5月報告書） ○新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議（12月） ○16指定都市議長が国に対して特別自治市創設を要望（24年2月）	
24 年度	○「横浜特別自治市大綱」策定（25年3月）	○特別委員会（6月～・25年4月報告書） ○指定都市議長会として、国に対して「特別自治市」など多様な大都市制度創設を要望（25年2月）	○「大都市地域における特別区の設置に関する法律」成立（9月）
25 年度		○特別委員会（調査・研究テーマ「新たな大都市制度における権限移譲と市及び区のあり方について」）（6月～・26年4月報告書）	○全国市議会議長会会長に佐藤祐文議長（当時）が就任（5月） ○第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（6月）
26 年度		○特別委員会（調査・研究テーマ「少子高齢化の進行と人口減少社会における大都市の行財政制度のあり方について」）（6月～・27年2月報告書）	○第31次地方制度調査会設置（5月） ○「地方自治法の一部を改正する法律」、「第4次地方分権一括法」成立（5月）
27 年度	○「『特別自治市』制度における区のあり方（基本的方向性）」公表（6月）	○特別委員会（議長依頼事項「指定都市の区に関する事項の検討について」）（6月～・28年4月報告書） ○指定都市の区に関する事項に係る検討結果報告書（11月）	○「第5次地方分権一括法」成立（6月） ○第31次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（28年3月）

時期	本市の主な取組		国・指定都市等の動向
	当局	市会	
28年度	○横浜市区役所事務分掌条例施行（4月） ○第2次横浜市大都市自治研究会答申（10月） ○横浜市神奈川県調整会議開催（29年3月）	○特別委員会（調査・研究テーマ「未来を見据えた大都市制度の実現へ向けた行財政運営の調査・研究について」）（6月～・29年4月報告書）	○「第6次地方分権一括法」成立（5月）
29年度		○特別委員会（調査・研究テーマ「地方制度改革と多様な大都市制度のあり方について」）（6月～・30年5月報告書）	○「第7次地方分権一括法」成立（4月）
30年度	○8市連携市長会議開催（7月）	○特別委員会（調査・研究テーマ「特別自治市の実現に向けた持続可能な大都市経営のあり方について」）（6月～・31年2月報告書）	○「災害救助法の一部を改正する法律」成立（6月）→31年4月施行 ○「第8次地方分権一括法」成立（6月） ○第32次地方制度調査会設置（7月）
令和元年度	○8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査等報告書（2年2月）	○特別委員会（調査・研究テーマ「2040年ごろの課題を見据えた大都市行財政制度のあり方について」）（6月～・2年4月報告書）	○横浜市が災害救助法の規定に基づく救助実施市に指定（4月） ○「第9次地方分権一括法」成立（5月） ○県「事務処理の特例に関する条例」改正による権限移譲に伴い、市パスポートセンター（センター南パスポートセンター、横浜市パスポートセンター）を設置（10月）
2年度	○横浜市神奈川県調整会議開催（11月） ○第3次横浜市大都市自治研究会答申（12月） ○「横浜特別自治市大綱」改訂（3年3月）	○特別委員会（調査・研究テーマ「社会経済情勢の変化に対応する特別自治市のあり方について」）（6月～・3年4月報告書）	○「第10次地方分権一括法」成立（6月） ○第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題等に対応するために必要な地方行政体制のあり方に関する答申」（6月） ○指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」設置（11月）
3年度	○8市連携市長会議開催（5月） ○8市の未来予測等に関する報告書（6月） ○特別自治市制度の設計に向けた事務・事業等の調査委託報告書（4月3月）	○特別委員会（調査・研究テーマ「特別自治市実現に向けたプロセスの調査・研究について」）（6月～・4年4月報告書） ○特別自治市制度の早期実現を求める意見書（6月） ○「特別自治市」の早期実現に関する決議（4年2月）	○多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言（5月） ○「第11次地方分権一括法」成立（5月） ○全国市議会議長会会長に清水富雄議長（当時）が就任（5月） ○21世紀地方自治制度についての調査研究会設置（6月～・4年3月報告書） ○指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告書（11月） ○多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言（11月） ○第33次地方制度調査会設置（4年1月） ○県「特別自治市構想に対する神奈川県の見解について」公表（4年3月）

時期	本市の主な取組		国・指定都市等の動向
	当局	市会	
4年度	○第44回 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会開催（5月） ○横浜市・川崎市・相模原市「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」公表（7月） ○8市連携市長会議開催（7月） ○地区連合町内会長の皆様と市長との意見交換会を全18区で実施（8月～5年2月） ○「横浜特別市大綱」公表（12月） ○指定都市市長会シンポジウム開催（5年3月）	○特別委員会（調査・研究テーマ「特別自治市制度の立法化に向けたプロセスについて」）（6月～・5年2月報告書） ○「特別市の法制化に関する要望書」を総務副大臣、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に手交（11月）	○「第12次地方分権一括法」成立（5月） ○指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」設置（4月） ○指定都市市長会において、特別自治市の通称として「特別市」を使用することが決定（7月） ○多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言（12月）
5年度	○横浜市町内会連合会から「『特別市』の実現に向けた取組の推進について」の意見書を受領（4月） ○特別市に関する説明会を全18区で実施（7月～6年2月） ○特別市シンポジウム開催（6年3月） ○附属機関「横浜市大都市自治研究会」へ特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について諮問（6年3月）	○特別委員会（調査・研究テーマ「特別市の法制化に向けた機運醸成について」）（6月～・6年4月報告書） ○県内三政令市市長・正副議長懇談会開催（8月） ○「特別市の法制化に関する要望書」を総務大臣、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に手交（6年1月）	○「第13次地方分権一括法」成立（6月） ○多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言（11月） ○第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」（12月）
6年度	○「横浜特別市」のロゴ・ステートメントを発表（4月） ○横浜市町内会連合会から「『特別市』の実現に向けた取組の推進について」の意見書を受領（5月） ○8市連携市長会議開催（7月） ○特別市に関する説明会を全18区で実施（8月～7年3月） ○特別市シンポジウム開催（11月） ○指定都市市長会シンポジウム開催（7年3月）	○特別委員会（6月～・7年4月報告書） ○県内三政令市市長・正副議長懇談会開催、「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」発出（9月） ○「特別市の法制化に関する要望書」を総務大臣、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に手交（7年1月）	○「第14次地方分権一括法」成立（6月） ○指定都市市長会「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」（11月） ○総務省「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」設置（12月）

時 期	本市の主な取組		国・指定都市等の動向
	当局	市会	
7 年 度		○特別委員会の名称を「特別市・大都市行財政制度特別委員会」に変更（5月）	○「第15次地方分権一括法」成立（5月） ○指定都市を応援する国会議員の会開催（5月）

※表中にある「地方分権一括法」の正式な法律名は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」です。

<参考資料>

- 資料1 県内三政令市市長・正副議長懇談会「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」（令和6年9月）
- 資料2 指定都市市長会「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」（令和6年11月）
- 資料3 横浜市会「特別市の法制化に関する要望書」（令和7年1月）
- 資料4 指定都市市長会「第10回多様な大都市制度実現プロジェクト概要」（令和7年5月）

特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の 連携した取組推進に関する共同メッセージ

我が国は、少子高齢化や人口減少、大規模災害など決して避けることができない様々な課題を、一丸となって乗り越えていかなければならない。多くの自治体が消滅する可能性があるとして予測され、また、我が国経済は長きにわたる停滞により国際的地位も低下している状況にあるなど、このままでは、我が国が立ち行かなくなるという大きな危機意識を持っている。

こうした危機的な将来が予想される中、地方自治体が連携・協力して、持続可能な形で住民サービスを提供するとともに、大都市が我が国経済の牽引役を果たし、圏域の活性化と多極分散型社会の構築につながるよう、時代の要請に応じ、将来を見据えた地方自治制度の抜本的改革が必要である。

現行の指定都市制度は、旧特別市制度が府県の反対により廃止されたのち、暫定的な制度として創設されて 65 年以上が経過している。道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度となっていない。この間、市町村合併や地方分権の進展により、基礎自治体、とりわけ指定都市の規模・能力は拡大し、道府県との役割分担も変容している。指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しており、将来の我が国の危機も見据え、今後より一層、地域の実情を踏まえて、柔軟かつ迅速な大都市経営を図っていくことが求められている。

特別市は、効率的かつ機動的な大都市経営を推進するため、市域における全ての事務を一体的に担う新たな大都市自治体の姿であり、市民に大都市制度の新たな選択肢を用意するものである。その効果は特別市の市民のみに留まらず、近隣市町村との連携による持続可能な強い圏域づくりや多極分散型社会の構築など、我が国全体にもプラスの効果をもたらす。また、将来を見据え、地域全体として持続可能な行政サービスを提供する体制を整えることが望まれる中、特別市が自立した大都市経営を行うことにより、道府県は特別市以外の市町村の補完・支援により一層注力することが可能となる。

600万人を超える住民を擁する横浜市、川崎市、相模原市の三市では、地域の実情を踏まえて大都市制度を選択できるようにするため、これまで三市で連携して、特別市の法制化の早期実現に向けた取組を進めている。一方で、神奈川県においては、「住民目線から見て特別市を法制度化することは妥当でない」との見解を示し、住民に選択肢を与える姿勢を示さず、当該制度の法制化すら反対している状況にある。

三市が提案している特別市制度は、我が国の危機感に対する新たな制度改革の提案であり、決して大都市のことだけを考えたものではない。そのことを広く市民、県民の皆様に御理解いただくため、住民目線の分かりやすい発信を進めていく。

特別市制度の創設は、持続可能な未来の実現に資するものであることを我々は強く認識し、県内の指定都市三市はさらに連携を強化し、ここ神奈川から新しい地方自治の形として「特別市」の法制化の早期実現を目指す取組を加速していく。

令和6年9月5日

横浜市長	山中 竹春	横浜市会議長	鈴木 太郎
		横浜市会副議長	福島 直子
川崎市長	福田 紀彦	川崎市議会議長	青木 功雄
		川崎市議会副議長	岩隈 千尋
相模原市長	本村 賢太郎	相模原市議会議長	古内 明
		相模原市議会副議長	大崎 秀治

人口減少時代を見据えた 多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）

－日本の未来を拓く、持続可能な社会の実現に向けて－

令和 6（2024）年 11 月

指定都市市長会

はじめに　－提言とりまとめの背景、提言の目的、位置付け－

現在、我が国には、少子高齢化や人口減少、長期にわたる経済の停滞などの深刻な危機が訪れており、将来の見通しが明るいとは言い難い状況にある。こうした危機的な課題や頻発する大規模災害によるリスクに対応し、持続可能な発展を遂げるためには、全国の大都市がその力を最大限に発揮し、圏域及び我が国全体を牽引していかなければならない。

しかしながら、これらの社会課題等に対する危機意識は国民全体で共有されるまでには至っておらず、こうした危機的な状況を変えるための、将来に向けた大きな制度改革の機運は高まっていない。

この状況に対し、我々指定都市市長会は、このままでは我が国は立ち行かなくなるのではないかという強い危機意識を抱いている。

社会システムは、その時代に合ったものでなくてはならない。人口減少時代を見据え、日本の未来を拓き、持続可能な社会を実現するためには、都道府県、市町村の役割分担を含む行政体制の整備を行うとともに、長年にわたり変わらない我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことにより、日本を牽引する大都市が、その役割を十分に果たせる環境を整えることが重要である。

こうした考えのもと、このたび、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において議論を重ね、国や国会議員、経済界など、幅広い関係者に対する、「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」を取りまとめた。

本提言（素案）は、日本全体の危機的状況を踏まえた大都市の役割の重要性や、特別市制度の創設を含む多様な大都市制度の必要性について、多くの関係者に御理解いただき、大都市制度改革の機運醸成に繋げることを目的に、指定都市市長会として公表するものである。

指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」

担当市長	福田 紀彦	川崎市長
副担当市長	山中 竹春	横浜市長
参加市長	郡 和子	仙台市長
	清水 勇人	さいたま市長
	神谷 俊一	千葉市長
	本村 賢太郎	相模原市長
	難波 喬司	静岡市長
	中野 祐介	浜松市長
	久元 喜造	神戸市長
	大森 雅夫	岡山市長
	松井 一實	広島市長
	大西 一史	熊本市長

1 時代背景と我が国に対する危機意識 –人口減少時代の到来と停滞する日本経済等–

我が国の総人口は平成 20（2008）年をピークに減少局面に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（令和 5 年推計）によると、約 50 年後の 2070 年には現在の 7 割に減少し、65 歳以上人口がおよそ 4 割を占めるとされ、生産年齢人口についても大幅な減少が見込まれている。こうした中、全国の 4 割にあたる 744 自治体が「消滅可能性自治体」にあたるとする人口戦略会議の分析レポートが令和 6（2024）年 4 月に公表されている。

住民ニーズが多様化し、地方自治体が対応すべき課題は増大・複雑化しており、人口減少に伴う労働力の供給制約が深刻になる中、行政サービスについても維持が困難になる恐れがある。また、高度経済成長期に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎える中、負担を分かち合う住民が減少していくなど、厳しい未来が予測されている。

さらに、2020 年から 2050 年において人口が増加すると推定されている都道府県は東京都だけとなっており、また、資本金 10 億円以上の企業の半数近くが東京都に所在するなど、東京都への一極集中が課題となっている。こうして進み続ける東京都への一極集中は、過度な人材の偏在や地域格差を増幅することとなり、地域社会、ひいては日本全体の持続可能性への脅威となり得る。加えて、政治や経済など多くの中枢的な機能が東京都に集中していることは、想定される首都直下地震等の大規模災害や新たなパンデミックなどが発生した際には、日本全体の社会経済活動に重大な影響を及ぼしかねない大きなリスクである。

また、我が国の経済状況に目を向けると、名目 GDP で平成 21（2009）年までアメリカに次ぐ世界第 2 位の経済規模であったが、平成 22（2010）年に中国に抜かれ第 3 位となり、令和 5（2023）年にはドイツに抜かれ第 4 位となるなど、我が国の経済は長期にわたり停滞し、国際的地位も低下している。

2 新型コロナウイルス感染症とデジタル化の進展がもたらしたもの

新型コロナウイルス感染症は令和元（2019）年 12 月に発生が確認されて以降、世界中に感染が拡大し、令和 2（2020）年 3 月には世界保健機関（WHO）がパンデミックの状態であると宣言するに至った。我が国においても、令和 2（2020）年 4 月から数度にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、未曾有の危機となり、その感染拡大は、人口の過度の集中に伴うリスクや、非常事態における地方自治体による地域の実情に応じた主体的判断の重要性を改めて認識する機会となった。

また、感染拡大のリスクに対応して、テレワークやオンライン会議など、デジタル技術を活用した人との繋がりが、経済、医療、教育をはじめ様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮し、我が国のデジタル化が一気に推し進められた。

その結果、地域における多様で柔軟な働き方の実現に繋がるとともに、距離や組織等の壁を越えて繋がり合うデジタル社会の可能性が広く認識されることとなった。

また、国においても行財政のあり方を見直し、デジタル技術を最大限に活用して社会変革

を実現するため、デジタル行財政改革会議において、「デジタル行財政改革 取りまとめ 2024」が決定されるなど、国を挙げてデジタル行財政改革が進められており、現在の地方自治制度を見直す機会が到来している。

3 今後の地方自治制度に求められること

指定都市市長会では、こうした我が国の状況に強い危機意識を抱いており、この状況乗り越えるためには、時代の要請や地域の実情に応じた行政体制を実現するための地方自治制度の抜本的改革が必要と考える。

(1) 効率的かつ効果的な地方行政推進体制の確立

人口減少時代において、高齢化の進行や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方、地域資源に限られる中で、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられる。

こうした状況において、地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、急速に進展したデジタル化に対応した体制整備や、地域の実情を踏まえた基礎自治体同士の更なる連携、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政推進体制を確立することが必要である。

(2) 基礎自治体と広域自治体に求められる役割

【基礎自治体の役割の重要性】

住民がより良い行政サービスを受けるためには、今後も「基礎自治体優先の原則」のもと、住民の声を一番身近に聞くことができる基礎自治体ができる限り行政サービスを担い、地域のニーズをしっかりと把握しながら、施策の決定・実施を行うことが重要である。

これまで、地方分権改革や市町村合併の進展等により、都道府県事務の一部を処理する都市が増加し、市町村の規模・権限は拡大してきた一方で、都道府県と市町村の二層制の構造は、基本的には明治以降変わっていない。このため、基礎自治体それぞれの役割を果たし、最大限の力を発揮できるよう、現在の画一的な地方自治制度を見直す必要がある。

また、人口減少等に伴い行政の担い手や専門人材等が不足する中においても基礎自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、業務の標準化・効率化を行うとともに、外部資源の積極的な活用や共同利用等を促進するなどの基礎自治体同士を含む多様な主体との連携を更に積極的に進める必要がある。

【広域自治体の役割の変化】

都道府県は、市町村を包括する地方自治体として、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整事務及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務を担うこととなっているが、基礎自治体の規模・権限の拡大に伴い、広域自治体の事務の範囲は変遷してきた経過がある。

今後、人口減少下で、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県の果たす役割も変化することが予想される。これまでのように、中山間地域などの条件不利地域の小規模市町村の補完・支援を積極的に行うことが求められるだけでなく、これまで市町村が担ってきた役割を広域自治体である都道府県が担うなど、広域自治体における業務や役割を見直していくことも想定しておく必要がある。

（３）圏域マネジメントの仕組みの構築

人口減少下における安定的な行政サービスの提供には、地方自治体間の広域連携の仕組みがますます重要となる。

大都市圏では、都道府県を超えた人やモノの活発な移動により複数の都道府県をまたがって生活圈・経済圏を形成しているところがあり、そのような圏域においては、都道府県単位ではなく、圏域で一体的な対応が求められる。

現在の広域連携の取組としては、連携中枢都市圏、定住自立圏などがあり、地方圏では、圏域の形成が進捗し、観光施策や公共施設の共同利用などの比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後、更に取組内容を深化させていくとともに、分野も広げていくことが求められる。

三大都市圏では、首都圏における九都県市首脳会議や関西圏における関西広域連合など、都道府県と指定都市が連携した取組が進められているが、大都市圏の広域的な課題を解決し、日本経済を牽引する役割を果たすことで、圏域の更なる成長・発展に繋げていくためには、人口稠密地域における都市の一体性の観点などから、今後も圏域単位で成果をあげていくことが求められる。

以上のことから、将来を見据え、地方自治体同士の連携の更なる充実・強化を図り、圏域の発展を促すため、個々の地方自治体の個別最適と地方自治体の連携による圏域の全体最適を持続的に両立できる圏域マネジメントの仕組みを構築することが重要となり、例えば、大都市の広域連携に関する権限や役割の明確化等の制度改革などを行うことも考えられる。

(4) 大都市の役割を最大限発揮できる仕組みの構築

「現場力」と「総合力」を併せ持ち、人口・産業が高度に集積する大都市は、住民に身近な基礎自治体としての役割はもとより、圏域における中枢都市として、また、都市行政を先導する先端都市として重要な役割を担っている。

そのため、地方圏においては大都市が核となり、近隣自治体との連携の中心的役割を果たし、三大都市圏においては水平的・相互補完的、双務的な役割分担のもと、大都市が中心となり、都市の一体性の観点から、都市課題へ迅速に対応を行うことが求められている。

急速に人口減少等が進む時代の危機を乗り越え、我が国がさらなる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じ、大都市が中心となって圏域全体の活性化を促す必要がある。

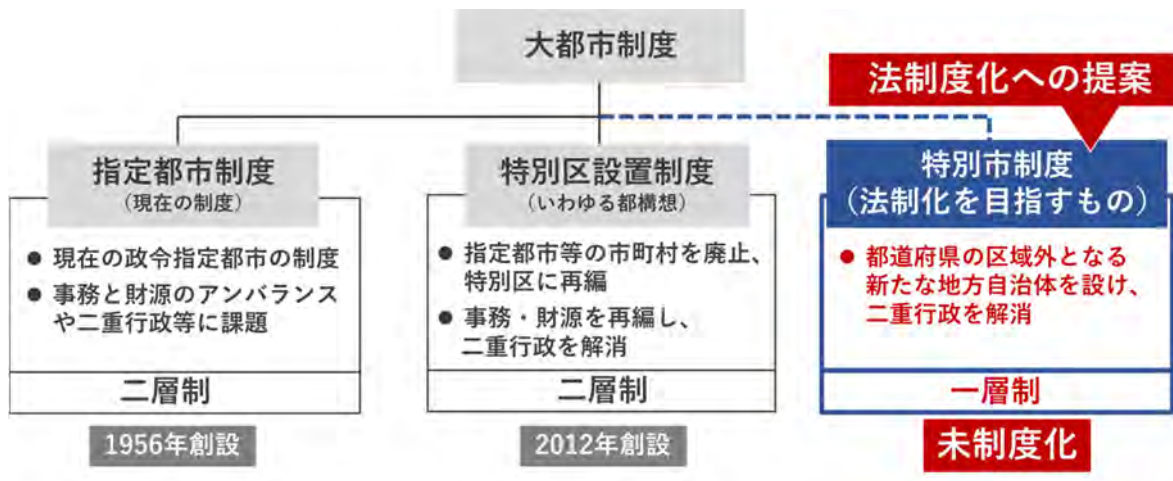
また、世界に目を向けると、独立性の高い大都市がスタートアップ企業の集積等を戦略的に行うなど、その特性を生かして競い合うことなどにより、大都市を中心とした強い経済圏が確立している事例も見られており、我が国においても、大都市がより強く圏域を牽引する仕組みを構築する必要がある。

一方、指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しているが、現在の大都市制度は、昭和 31 (1956) 年に創設された指定都市制度と、平成 24 (2012) 年に創設された特別区設置制度しか存在せず、地域の状況によっては、これらの制度のみでは十分な対応が図れないなどの課題が生じている。そうした状況に対応するため、指定都市が、住民の意思によって地域の実情に応じてその役割を最大限果たすことができる制度を選択できるよう、新たな大都市制度を早期に創設することが必要である。

4 多様な大都市制度の早期実現に向けて ―新たな大都市制度「特別市」の提案―

人口減少時代を見据え、日本の未来を拓き、持続可能な社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図る仕組みの一つとして、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるように、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化を提案する。

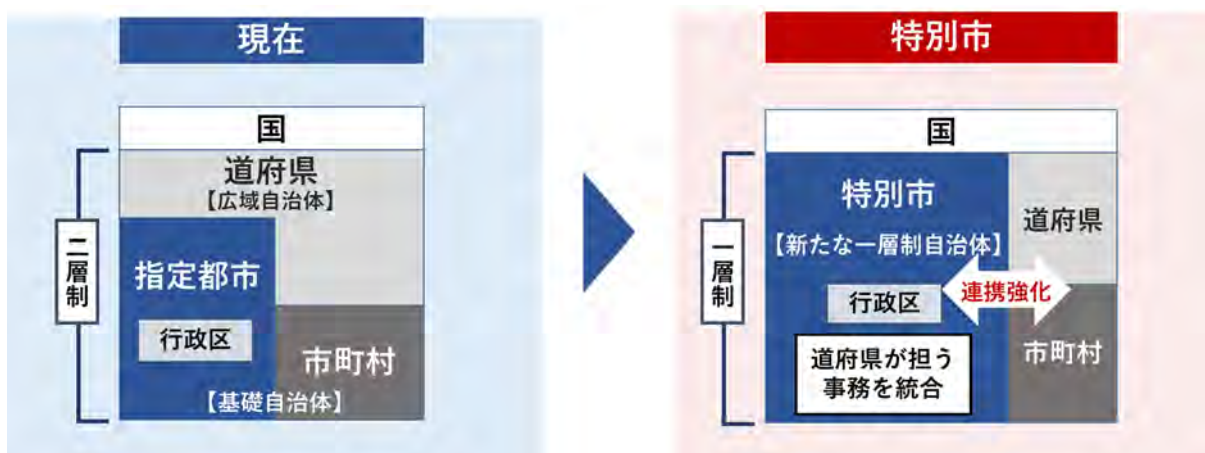
<現在の大都市制度>



(1) 新たな大都市制度「特別市」について

特別市は、現在、道府県が指定都市の市域において実施している広域自治体の事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、住民に身近な基礎自治体が一元的に担うことで、効率的かつ機動的な都市経営の実現を可能とする新たな地方自治の仕組みであり、広域自治体に包含されない一層制の地方自治体である。

<特別市制度の概要>



(2) 特別市の果たすべき責務

特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有し、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく責務を有する。

(3) 特別市の果たす主な役割

特別市は、主に次のような役割を果たすことが可能となる。

【市民】

市域内の行政事務を一元的に担い、効率的な行政サービスの提供や積極的な施策展開を行う。

【都道府県、近隣自治体、圏域】

都道府県及び近隣市町村等との水平的・対等な連携協力関係の中心となって取組を強化するとともに、大都市圏域の形成を行い、ネットワークの中心的役割を担うなど、圏域マネジメントを行う。

【グローバル】

世界の一国の国内総生産と同等の経済力を有し、諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、我が国経済を牽引する。

【日本全体】

これらの役割を果たす大都市が日本各地で活躍することで、日本全体の牽引・エンジン役となる。

(4) 道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

特別市は、大都市としての豊富な地域資源等を積極的に活用し、基礎自治体同士の水平連携の中心的役割を果たす。そのため、広域自治体においては、特別市を中心とした圏域内の行政を特別市による水平連携にゆだね、基礎自治体同士の広域連携が困難な地域の垂直補完にそのリソースを重点化することができる。

道府県と特別市が役割分担を行い、それぞれの役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がる。

また、人口減少時代を背景として、地方自治体間の広域連携がこれまで以上に重視される中、広域連携を促進する仕組みとして、特別市と都道府県が水平連携により共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れた制度設計も求められる。

(5) 特別市がもたらす効果　－人口減少時代に対応するための大都市の姿－

特別市は、道府県との二重行政の解消や、市域内の基礎自治体と広域自治体の権限と財源を統一することにより、市民サービスの向上はもとより、大都市を中心とした地方自治体間の連携強化による圏域の発展に寄与する。また、魅力あるまちづくりにより、海外から企業や人、投資を呼び込むことで、日本の国際競争力の強化にも繋がるものである。

そして、そうした特別市及び特別市を中心とした圏域が複数形成されることで、その効果が日本全体に広がり、多極分散型の持続可能な社会を実現し、東京一極集中により生じる課題の解決にも寄与する。

【市民】

市域内の行政サービスを一元的に担い効果的な施策を展開することで、次の効果が期待できる。

- ・市域内における投資還元や手続きの迅速化による好循環が生み出す「魅力的な発展を続けるまちづくり」
- ・災害対策や感染症対策への迅速・的確な対応など「強靱で安全・安心なまちづくり」
- ・施策の自由度向上や情報の一元化など「市民生活が充実し、利便性も向上するまちづくり」

【都道府県、近隣自治体、圏域】

特別市が圏域の核となり、行政課題に応じて圏域を柔軟に設定し、都道府県や近隣自治体等との連携によって、圏域をマネジメントし、維持・活性化を果たす。

また、外部資源の活用や共同利用等の連携を力強く進めることができるとともに、都道府県との役割分担のもと、都道府県のリソースを市町村間の広域連携が困難な地域における補完・支援に振り向けることが可能となる。

地方圏や三大都市圏など、地域の特性に応じた大都市の役割を発揮することも可能となるため、特別市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用しながら、積極的な投資を行うことで、圏域・地域の活性化が促進される。

【グローバル】

日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外からも企業や人、投資を呼び込み、都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込める。

【日本全体】

日本を牽引する特別市が我が国に複数誕生することにより、東京一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待できる。

おわりに

人口減少の時代に突入した我が国は、これまでの人口増加や経済成長を前提としたシステムのままでは立ち行かなくなる危機的状況にあることには間違いがなく、その脅威は今後更に増していくことが見込まれている。

こうしたことを踏まえれば、課題が顕在化し、立ち行かなくなってから対応するのでは遅く、現時点からその危機を真正面から見据え、未来を想定した対応を始めなければならない。

一方、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル化の進展は、これまでの価値観を大きく変革するパラダイムシフトとなり、国においても、デジタル行財政改革により社会変革を実現することを目指すなど、現在の地方自治制度を見直す絶好の機会となっている。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害救助法改正の背景もあり、都道府県とともに指定都市が直接、被災地支援の初動対応や復旧・復興に大きな役割を果たしていることや、アメリカ、ドイツ、韓国などの海外において、大都市が広域自治体の区域外となることで一元的に都市経営を行う大都市制度が存在し、こうした大都市が国の経済を牽引している事実にも注目する必要がある。

急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、我が国の地方自治制度のあり方や、指定都市市長会がこれまで繰り返し要請・提言を行っている特別市の早期法制化を含めた多様な大都市制度のあり方について、国や国会議員、経済界なども含め、我が国が一体となった議論を行っていく必要がある。

現在の地方自治の仕組みでは、新たな時代への対応が十分でないことを強く認識するとともに、今ここにある危機への対応こそが我が国の新たな発展のチャンスと捉え、本提言（素案）を十分に踏まえた議論が多くの関係者において進められることを期待する。

特別市の法制化に関する要望書

令和 7 年 1 月

横浜市会

横浜市会は、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、特別市制が法律に規定されたことを受け、特別市制促進実行委員会を設置して以来、半世紀以上に渡り、地方制度の調査とその改善促進を目指すとともに、大都市横浜にふさわしい新たな大都市制度の早期実現と、その実態に対応する税財政制度の確立に向けて議論を積み重ねてきました。

平成23年12月には、第30次地方制度調査会において大都市制度のあり方について審議が進められていくこと等を踏まえ、国における制度改革を働きかけるために、特別市の創設を強く要望する「新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議」を議決し、議決機関の立場として横浜市会の意思を明確に示しました。

平成24年8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、地域の実情に応じた大都市制度の特例として道府県に特別区を設置することが可能になった一方、特別市については法制化に至っておらず、横浜市をはじめとする大都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できない不均衡な状況が今日まで継続しています。

この間も横浜市会は、令和3年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出しているほか、令和4年2月には、改めて、国等における特別市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く要望する「「特別自治市」の早期実現に関する決議」を議決しました。

また、令和6年9月に、神奈川県内三政令市（横浜市・川崎市・相模原市）の市議会正副議長及び市長による懇談会を開催し、特別市の法制化の早期実現を目指す取組推進の共同メッセージを発出しました。

特別市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものです。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、地方創生を推進するとともに、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の早期法制化の実現に取り組むべきです。

特別市の実現に向けては、国会において立法化されることが必要です。つ
いては、特別市の法制化に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和 7 年 1 月 14 日

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
衆 議 院 総 務 委 員 長	竹 内 譲 様
参 議 院 総 務 委 員 長	宮 崎 勝 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様
総 務 大 臣	村 上 誠 一 郎 様
内閣府特命担当大臣	伊 東 良 孝 様

(沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策)

横浜市会議長

鈴 木 太 郎

特別市の法制化に関する要望

1 特別市の法制化の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから68年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。

令和6年通常国会での地方自治法改正の議論においても、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること」が衆参両院で附帯決議された。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、都道府県から指定都市等への権限移譲のみならず、大都市がその能力を十分発揮できる大都市制度の抜本的な改革が必要である。

指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、特別市の法制化を早期に実現すること。

2 内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進

大都市制度改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされた。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

横浜市は、令和4年12月に改訂公表している「横浜特別市大綱」の中で、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示している。しかし、第30次地方制度調査会以降、地方制度調査会において大都市制度改革の実質的な議論はされていない状況である。

特別市の「さらに検討すべき課題」に対する横浜市の考え方も踏まえ、特別市の法制化に向けて、次期地方制度調査会における大都市制度改革の議論を進めること。

大都市制度の比較

制度	特別区 (いわゆる都構想)	指定都市	特別市
構造			
施行	2013年	1956年	—
根拠法	大都市地域における特別区の設置に関する法律	地方自治法	なし

「第30次地方制度調査会」で示された「特別市」の意義

- 「二重行政」が完全に解消され、効率的・効果的な行政体制の整備に資する
- 大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まる

特別市の実現による効果

- 市民にもたらす効果
『大都市の自立により
市民サービスの向上と市内経済の活性化を実現』
- 近隣自治体の住民にもたらす効果
『近隣自治体との連携による持続可能な強い圏域づくり』
- 国民全体・日本にもたらす効果
『多極分散型社会の実現、日本の成長のエンジンに』

第 1 0 回多様な大都市制度実現プロジェクト 概 要

令和 7 年 5 月 1 6 日

1 令和7年度のプロジェクトの進め方

目的

多様な大都市制度実現に向けた国や政党、国会議員、各種団体等への働きかけなどの機運醸成の手法や機運醸成のため必要な課題について議論を行い、具体的な活動を進めるとともに、次期地方制度調査会を見据え、大都市制度のあり方等の諸課題に対する指定都市市長会としての主張をタイムリーに発信する。

構成市長

【担当市長】	福田 紀彦	川崎市長		
【副担当市長】	山中 竹春	横浜市長	広沢 一郎	名古屋市長
【参加市長】	郡 和子	仙台市長	清水 勇人	さいたま市長
	神谷 俊一	千葉市長	本村 賢太郎	相模原市長
	難波 喬司	静岡市長	中野 祐介	浜松市長
	久元 喜造	神戸市長	大森 雅夫	岡山市長
	松井 一實	広島市長	大西 一史	熊本市長

1 令和7年度のプロジェクトの進め方

進め方

(1) 内容

- 次期地方制度調査会の調査審議に大都市制度に関する内容を盛り込むための働きかけ
- 多様な大都市制度の実現に向けた指定都市が一体となった取組
- 効果の高い関係者に対する具体的な働きかけ

(2) 進め方

- 担当市長、副担当市長からなる幹事会を適宜開催
- 取組内容等に応じた関係市長等による柔軟な戦略調整を実施
- 構成市への書面協議等を適宜実施
- 事務レベルの協議は、作業部会（課長級）を開催して調整

調査・研究期間等

- 令和6年4月1日～令和8年3月31日
- その結果は市長会議において報告

2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

項目	主な関係者
1 次期地方制度調査会における調査審議に関する要請活動	国
2 提言（素案）※の説明	国
3 プロジェクトの取組等を効果的に発信（自治日報への掲載）	国・自治体関係者
4 提言（素案）※に関する経済同友会「地域共創委員会」との意見交換	経済界
5 総務省ワーキンググループのヒアリングへの対応	国・学識者
6 指定都市市長会シンポジウムの開催	自治体関係者・一般

※提言（素案）：人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）

2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

■ 次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請（令和6年11月19日）

- 要請先：総務省
- 提出者：久元 喜造 神戸市長（指定都市市長会会長）
福田 紀彦 川崎市長（多様な大都市制度実現プロジェクト 担当市長）
- 面談者：村上 誠一郎 総務大臣



【要請のポイント】

- ✓ 我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、指定都市の果たす役割や大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において、調査審議を行い、特別市の法制化に向けた議論を加速すること
- ✓ 次期地方制度調査会に向けた検討を進める際には、研究会の設置などにより、現場の実情を知る指定都市に対して、あらかじめ意見聴取を行うこと



総務省は、令和6年12月に「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、令和7年1月に指定都市市長会に対し、特別市制度等についてヒアリングを実施

■ 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）（令和6年11月19日）

【説明のポイント】

- ✓ 道府県、市町村の役割分担を含む地方行政体制の整備を行うとともに、長年にわたり変わらない我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことが必要
- ✓ 持続可能な社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図る仕組みの一つとして新たな大都市制度である「特別市」の早期法制化を提案



※ 提出者、面談者等は同上

2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

プロジェクトの取組等について効果的に発信

- 媒体名 : 自治日報
- 発行月日 : 令和6年12月9日号
- 掲載欄 : 自治欄
- 面数 : 1面
- 内容 : 「多様な大都市制度実現プロジェクト」の取組紹介と、「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言(素案)」の内容等を寄稿



現在、我が国には、少子高齢化や人口減少、長期にわたる経済の停滞などの深刻な危機が訪れている。しかしながら、こうした状況を変えるための将来に向けた大きな制度変革の機運が高まっている。全国での指定都市の市長会・副市長会、指定都市市長会(以下「市長会」という)では、このままでは我が国は立ち行かなくなるのではないかと強い危機意識を抱いている。

こうした社会課題等の的確に対応し、我が国が持続可能な発展を遂げるためには、地域の実情を踏まえた基礎自治体間との連携、都市部と市町村による画一的な二層制からの脱却を行うなど、都道府県や市町村の役割分担を含む地方行政体制の抜本的な見直しが必要である。また、我が国が地方自治制度のあり方を抜本的に見直し、必要に応じて変えていく。

特に、我が国の人口の約20%を占める指定都市が果たす役割を経済発展を支える大都市の制度設計についての議論は、これまで十分にできておらず、大都市がその役割を十分に果たせる機運を醸成していないのが現状である。



指定都市市長会
多様な大都市制度実現
プロジェクト担当市長
(川崎市市長)
福田 紀彦

人口減少時代を見据え 今こそ、大都市制度改革の議論を

市長会は、基本的な国一伴となっている地方自治制度と地域の実情に合った多様な大都市制度改革の議論を、長年、大都市制度改革の必要性を訴え、令和4年度から開始した「多様な大都市制度実現プロジェクト」では、その議論を加速させていく。

特別市は、効率的かつ機動的な都市経営の実現を可能とする新たな地方自治の仕組みであり、「二層自治体」に位置づけられない一層制の地方自治体として、市場内での行政事務を一元化し、業務では、我が国の危機的な状況に鑑み、「特別市」は、行政サービスの充実と都市の成長による成果を、市民にもわかり、周辺自治体の未来を担い、持続可能な社会や我が国全体の成長に貢献する地方自治体の両輪を兼ね備えるべきとして、新たな大都市制度である「特別市」の早期法制化を提言している。

また、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供していくためには、都道府県と大都市が役割分担を行い、それぞれの役割を十分に果たす必要がある。特別市が中心となる多様な大都市制度の早期実現には、基礎自治体間との連携が重要な役割を果たす。

海外ではアメリカ、ドイツ、韓国、イギリスなどにおいて、大都市が広域自治体の区域外となり一元的に都市経営を行うことで、国の経済を牽引している事例にも注目する必要がある。

日本を牽引する大都市が複数誕生し、それぞれが大都市圏を形成することは、多様な大都市の持続可能な社会の実現に繋がる。そのため、制度設計の一つが「特別市」である。東京圏の「一層制」の進展が指摘されている中、「多様な大都市制度」は、間違いなく今後の日本を牽引する。

急速に進む人口減少を乗り越え、持続可能な社会や我が国の更なる成長を実現するためには、国家戦略として多様な大都市制度改革を目指す。我が国の地方自治制度のあり方や、「特別市」を含めた多様な大都市制度のあり方について、国全体で一体となった議論を行うことが必要である。

今回紹介した提言(素案)は、今後、関係者との意見交換を重ね、令和7年度中の策定を目指しており、多くの方々からいただいた賛同をいただいたことが、「特別市」を含む多様な大都市制度の早期実現に向けた取組の加速化に繋がっていった。

2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

■ 経済同友会「地域共創委員会」正副委員長会議での意見交換

- 日時 : 令和7年1月9日(木) 15:30~17:00
- 場所 : グランドアーク半蔵門
- 対面参加 : 久元神戸市長、広沢名古屋市長、福田川崎市長
- オンライン参加 : 本村相模原市長、松井広島市長
- 意見交換の内容 : 経済同友会地域共創委員会報告書「地方創生の加速に向けて- 近隣地連携・遠隔地連携のさらなる推進を - 」と指定都市市長会「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言(素案)」を用いて、問題意識の共有と、自治体間連携の必要性や大都市が担うべき役割等について意見交換



2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

指定都市市長会シンポジウム in 川崎

- テーマ : 地方からの革新と挑戦ー多極分散型の成長で切り拓く日本の未来ー
- 日時 : 令和7年2月20日(木) 18:00~20:00
- 場所 : 川崎市コンベンションホール ホールA・B
- 登壇者 : 久元 神戸市長、熊谷 千葉県知事、鈴木 静岡県知事、福田 川崎市長

【発表】時代の変化に対応した自治体経営のあり方

【パネルディスカッション】我が国の危機意識を踏まえて、今求められること

※ 当日の映像を川崎市ホームページで公開中 URL:<https://youtu.be/KoTfhz5ZXqQ>



指定都市市長会シンポジウム in 横浜

- テーマ : 横浜の未来を考える指定都市市長会シンポジウムー新たな大都市制度についてー
- 日時 : 令和7年3月8日(土) 14:00~16:00
- 場所 : 戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール
- 登壇者 : 山中 横浜市長、古川 総務大臣政務官、辻 一橋大学大学院法学研究科教授



3 総務省ワーキンググループへの対応

総務省ワーキンググループの概要

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会

令和6年11月設置

人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論するための研究会

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ

令和6年12月設置

大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うためのワーキンググループ

【有識者 11名】

太田匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授(座長)	野口貴公美	一橋大学副学長・大学院法学研究科教授
伊藤正次	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授	野澤千絵	明治大学政治経済学部教授
川嶋三恵子	読売新聞東京本社編集局教育部長	福岡安都子	東京大学大学院総合文化研究科教授
北島周作	東京大学大学院法学政治学研究科教授	待鳥聡史	京都大学大学院法学研究科教授
久木元美琴	京都大学大学院人間・環境学研究科准教授	村上裕一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部・法学部教授
関口智	立教大学経済学部教授		

※ 指定都市市長会はオブザーバーとして参加

3 総務省ワーキンググループへの対応

■ 総務省ワーキンググループのスケジュール（予定）

● 開催状況

- ◎ 第1回（令和6年12月16日開催）
事務局説明（現行制度、アンケート調査結果、諸外国の例 等）
- ◎ 第2回（令和7年1月28日開催）
ヒアリング①：指定都市制度、「特別市」制度について
- ◎ 第3回（令和7年2月18日開催）
ヒアリング②：都区制度、大阪府の取組について
- ◎ 第4回（令和7年3月21日開催）
ヒアリング③：広域的な課題への対応について

● 今後の進め方の予定

- ◎ 第5回～（令和7年4月25日開催～）
論点整理に向けた議論 ⇒ 夏頃（予定）にとりまとめ

4 令和7年度の取組の考え方

■ 国の動向を踏まえた迅速・的確な対応

総務省に「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」や「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が設置され、特にワーキンググループにおいて、大都市に関する制度や大都市圏域での取組について、議論が行われているという状況を踏まえ、研究会やワーキンググループの動向を注視しながら、指定都市市長会として迅速かつ的確な対応を図る。

■ 次期地方制度調査会に対する発信

上記を踏まえながら、指定都市が果たす役割や大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において調査審議が行われ、「特別市」制度の創設を含む地方自治制度の抜本的改革に繋がるよう、指定都市市長会としての主張をタイムリーに発信する。

■ 大都市制度改革の機運醸成

日本全体の危機的状況を踏まえた大都市の役割の重要性や、特別市制度の創設を含む多様な大都市制度の必要性について、国や国会議員、経済界なども含め、多くの関係者に理解いただくための取組を進め、我が国が一体となった大都市制度改革の議論の加速に繋げる。

5 令和7年度の具体的な取組内容

取組内容1 人口減少時代を見据えた提言の策定と提言活動の実施

- 関係団体との意見交換等を踏まえた提言の策定
- 提言を活用した国や国会議員、経済界等への提言活動の実施

取組内容2 次期地方制度調査会の動向に応じた的確な対応

- 国の研究会やワーキンググループの動向を踏まえた次期地方制度調査会に向けた要請活動の実施
- 地方制度調査会の調査審議に応じた指定都市市長会の主張のタイムリーな発信と的確な対応

取組内容3 特別市の制度論の深化と法案の作成・提示

- これまでの議論を踏まえた「特別市に関する考え方の追加説明資料(素案)」の精査
- 国やプロジェクト等での最新議論を踏まえた地方自治法改正案の提示

取組内容4 プロジェクト最終報告とプロジェクト終了後の方向性のとりまとめ

- 4年間の活動を総括したプロジェクト最終報告のとりまとめ
- プロジェクト期間(R8.3)終了後の取組の方向性のとりまとめ

取組内容5 全国的な機運醸成の取組推進

- 指定都市が一体となった機運醸成の取組の実施
(重点取組期間 ①【国等への要請】令和7年6月～9月、②【広報】令和7年11月～令和8年3月)

6 「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言」策定に向けた今後の予定等

■ 今後の予定

- 提言（素案）を用いて関係者との意見交換を継続的に実施する。
 - ✓ 「指定都市を応援する国会議員の会」との意見交換（本日開催）
 - ✓ 「全国市議会議長会指定都市協議会」への確認（調整中）
 - ✓ その他関係団体等と意見交換の機会創出に向け調整
- 次回7月のプロジェクト会議において、提言（案）を最終確認し、同日の指定都市市長会議において、提言策定を目指す。

■ 提言を策定する上での主な視点（提言（素案）から提言へ）

- ✓ 国の研究会やワーキンググループ等における最新議論や情報を踏まえたものとする。
- ✓ 関係者との意見交換により得られた意見等を踏まえたものとする。
- ✓ その他指定都市市長会での議論等を踏まえた必要な文言等の追加・修正を行う。

7 今後の全体スケジュール等

■ 次回（7月）のプロジェクトの予定内容

- 次期地方制度調査会に向けた要請文（案）確認（※）
- 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（案）確認
- 特別市に関する考え方の追加説明資料（素案）の精査
- 最新の議論を踏まえた地方自治法改正案の議論

※ 国等の動向によっては、次回プロジェクトによらず要請文をとりまとめ、要請活動を実施

	R7.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月～
国等の動向	研究会、WG		● 研究会、WGまとめ	次期地方制度調査会の動向を注視				
			提言・要請活動 (提言・要請文)				提言・要請活動 (最終報告など)	
プロジェクト	● プロジェクト会議 提言策定に向けた 関係者との意見交換		● プロジェクト会議 ◎ 提言策定 ◎ 要請文とりまとめ ・特別市の考え方(制度論)の精査 ・地方自治法改正案の議論	国等の動向への対応			● プロジェクト会議 ◎ 最終報告とりまとめ ・特別市の考え方(制度論)とりまとめ ・地方自治法改正案とりまとめ ・今後の取組の方向性まとめ	
機運醸成		重点取組期間① (指定都市が一体となった国への要請等)				重点取組期間② (指定都市が一体となった広報活動等)		
その他			● 参議院選挙					

時期は予定であり、社会動向や今後の調整等により、随時見直しや変更を行う